

令和 3 年 1 2 月 1 5 日総務財政委員会

◆吉川守 委員 すみません。創志会の吉川守です。前回は行革も含め、I Rについての質問等させていただきました。今回は3点について質問させていただきます。午前中の森田議員とも重複するんですけど、財政についてまずはお聞きをしたいと思います。

本市の令和2年度決算における経常収支比率、財政力指数、実質公債費比率及び将来負担比率の数値並びにこれらの他の政令市との比較した場合どのようなになっているのか、まずはこれについてお答えをいただきたいと思います。

◎寶子 財政課長 総務省の公表資料によりますと、令和2年度決算におけます本市の経常収支比率は100.8%で、20政令指定都市中20位、財政力指数は0.81で13位、実質公債費比率は5.8%で7位、将来負担比率は5.0%で3位でございます。以上でございます。

(西川委員長、伊豆丸副委員長に替わり委員長席に着く)

◆吉川守 委員 まず今のお答えからしますと、経常収支比率を除く指標は悪くない。本市の財政力が非常に厳しいというのは、なぜそのようにおっしゃられるのか、お答えいただきたいと思います。

◎寶子 財政課長 本市では財政規模に対して普通建設事業費の割合が少なかったことから、地方債の発行が相対的に少なく、実質公債費比率や将来負担比率は他の政令指定都市と比較しても低い値となっております。

一方で経常収支比率は令和元年度から2年連続で100%を超え、財政構造の硬直化が進み、経常的な収入で経常的な経費を賄っていない状況でございます。

また、平成28年度以降、社会保障関係費の増加や市独自施策の拡充などによりまして、恒常的に収支不足となっていることから、基金を取り崩しながら財政運営を行っております。

令和3年2月に公表いたしました財政収支見通しでは、将来にわたって恒常的な収支不足が発生し、基金が減少し続け、令和12年度には底をつく見込みとなっており、非常に厳しい財政状況であると認識しております。以上でございます。

◆吉川守 委員 大綱でもお聞きをしたんですけども、予算編成時の基金の活用というのは一定必要である、このようにお答えをいただいています。決算ベースでその収支均衡が取ればということですけども、それに関して40億、50億が不足をするということですけども、経常収支比率悪いと言いながら前年度で100.7でしたか、今年度、今お答え

のとおり100.8ということです。直ちに財政運営に支障を来すそういうものではないとお聞きをしましたが、この確認です。どうですか。

◎寶子 財政課長 委員仰せのとおりでございます。直ちにというところでございます。この数値、経常的に続くというところであれば、先ほど申し上げましたように基金が底をつくというような形、何も行動を起こさなければ基金が底をつくというような形になっております。以上でございます。

◆吉川守 委員 それでは、この数字一回見てください。これが令和元年度の決算です。政令指定都市20市の部分で、これが元年度、これは令和2年度ですね。2年間を見た中ではあまり変わらないように私自身は見とったんですけれども、財政課のほうではどのようにこれを考えておられますか。

◎寶子 財政課長 変わらないというところにつきまして、ちょっとどういう視点かというところで、いろいろ視点で見方があるかなと思われま。

経常収支比率につきましては、先ほど申し上げましたように変わらないというところで100を超えている状態というのは、やはりよくないのかなと思っております。その他の部分につきましても、実質公債費比率、将来負担比率とも国の基準は下回っているというところでございます。一定一側面としての評価はよいものとは認識しておりますが、繰り返しますが、経常収支比率というところは上昇傾向、他の政令市においては下落しているところもあるかと思えます。以上でございます。

◆吉川守 委員 令和元年と令和2年では、経常収支比率はやっぱり全体としては少し上がっているように思います。そのような評価でしたら、それで結構です。

そしたら、この5年間、本市の臨時財政対策債を除いた市債残高ですね、市の借金の推移はどのようになっているのか、またその将来見通しはどうか、これについてもお答えをいただきたいと思います。

◎寶子 財政課長 平成28年度決算におけます臨時財政対策債を除きました市債残高は2,583億円となっており、この5年間は微増傾向で推移し、令和2年度決算におきましては2,711億円となっております。

将来見通しにつきましては、令和3年2月に公表しました財政収支見通しでは、推計期間中は減少傾向で推移するものと見込んでおります。以上でございます。

◆吉川守 委員 それでは、堺市の財政危機脱却プランでは普通建設事業費の見直しが表示されております。これが大きな金額になってこようと思いますけど、どのように見直しを

されるのか、これについてもお答えください。

◎寶子 財政課長 堺市財政危機脱却プラン（案）では、令和３年２月に公表しました財政収支見通しをベースとしまして、令和１２年度までに収支均衡を果たすため、収支改善を目的として総事業費を２割程度縮減しております。

見直し後の事業費の範囲内におきまして、将来の税源涵養に結びつく事業や安全・安心の確保に資する事業へ投資の重点化を図ります。以上でございます。

◆吉川守 委員 中期的にというんですか、今のお話からすると市債に関しては減少傾向にある。財政力指数、先ほどお聞きしましたがけれども、実質公債費比率、将来負担比率も健全な数値であると私自身も思いますし、先ほど市長のほうから財政危機であるということ、財政は健全であると言わないでくれというお話がありましたけれども、数字を見る限り、危機を宣言するようなものではないように私自身は判断をします。

そんな中ではありますけれども、市民生活に直結するサービスの低下、今からその脱却プランについて議論をさせていただくんですけども、そこまでいく必要があるのかどうか、市民の皆さんに非常に負担を強いる部分の中でどうなのかということを議論をさせていただきたいと思います。

それでは、財政危機脱却プランについて議論をさせていただきたいと思います。

まず、堺市財政危機脱却プランに対するパブリックコメントを行われました。多数の意見が出されたことだとは思いますが。意見の内容についてどのように当局は受け止めておられるのか、これについてまずはお答えください。

◎上田 行革推進担当課長 堺市財政危機脱却プラン（案）に対するパブリックコメントは、本年１０月２２日から１１月１８日の間、意見募集を行い、１３８人の方から２８４件の貴重な御意見を頂戴しました。

御意見の内容としましては、市民の皆様の負担を伴う事業の見直しのほか、ベイエリアの活性化やＳＭＩプロジェクトなどの推進に反対する御意見をいただいた一方、プラン案の取組に御理解をいただく声や収支改善に向けた取組の御提案なども頂戴しました。

いただいた御意見は庁内関係部局で共有し、御意見に対する市の考え方を丁寧にお示しすることで、市政改革に取り組む必要性を御理解いただけるよう取り組んでいます。以上です。

◆吉川守 委員 パブコメなんですけれども、提出された非常に市民の関心も高かったと思います。２８４件ということです。市民意見がプラン案にほとんど反映をされていないように私自身は読み取らせていただきましたけれども、パブリックコメントは形式的に実施したのではないかと。パブコメの後ほど堺市の分も聞きますけど、大阪市はこんなふうに言

っております。パブリックコメント手続とは、本市がこれから策定しようとしている各施策分野の基本的な計画等の策定過程において、案の段階で広く市民の皆さんに公表して御意見をお寄せいただき、お寄せいただいた御意見について取りまとめて本市の考え方を公表するとともに、有益な御意見を考慮して本市の意思決定を行うことをいうと。この手続によって、本市は透明で開かれた市政を推進し、市民の皆様の多様な御意見を積極的に市政に反映させるとともに、市民の皆様への説明責任を果たしてまいります。

別の市では、政策等の策定途中で事前にその計画等の素案を市民の皆さんに公表し、それに対して意見、課題、問題点、情報等をいただき、提出された意見等を考慮して政策等を決定していくとともに、寄せられた意見とそれに対する市の考え方を公表する制度をいいます。市では審議会等への公募市民委員としての参加や市民フォーラム等を経た後に、さらに幅広く市民の意見を求める必要がある場合には、パブリックコメントの手続を実施しますというように書かれております。

堺市のパブリックコメントはどのような制度になっているのか、まずはお答えください。

◎上田 行革推進担当課長 パブリックコメント制度でございますけども、市民生活に広く影響を及ぼす市政の基本的な計画、条例等を立案する過程において、これらの案の趣旨、内容等を公表し、その案について市民の皆様などから提案、提出された意見を考慮して意思決定を行うものでございます。以上です。

◆吉川守 委員 今回私たちに提示をされた。パブリックコメント直後の中で、市長が見ておられたのか、見ておられなかったのか分かりませんが、答えとしてはちゃんとお答えはしております。

しかしながら、ここでも言うように素案の段階で皆さん方に公表して、市民の意見を聞いて、それを案として議会に提案をするというのが筋ではないんですか。もうばたばたと次々とやってこられた中で、その手続自身は踏んでおられたかどうか確認をしたいと思います。

◎上田 行革推進担当課長 計画に係るパブリックコメントですが、案を作成いたしまして、その内容でパブリックコメントを行うものというふうに認識しております。

このたびの財政危機脱却プラン（案）でございますが、案を10月の22日だったと思うんですけども公表いたしまして、その前に議会の皆様のほうにお示しをしまして、公表のほう22日いたしまして、10月の22日から11月の18日の間、パブリックコメントを実施したものでございます。

パブリックコメントの意見につきましては、11月18日までの間、段階的に各関係部局のほうには情報のほう共有いたしまして、庁内共有をした中で、その意見を踏まえて、このたびプラン案に関連します条例改正の議案などにつきましても、その意見を踏まえた形で御提案させてもらったものというふうに考えております。

◆吉川守 委員 それでは中身についてお聞きをしたいと思います。

パブコメの中身で、それを参考にして変えられたというか、変更された、充実をしたものというのは幾つか挙げていただけますか。

◎上田 行革推進担当課長 財政危機脱却プランの案でございますけども、そのパブリックコメントでいただいた御意見につきまして庁内関係部局と共有し、対応を検討いたしました。その反映したものといしましては、おでかけ応援制度の対象年齢の見直しにつきまして、パブリックコメントの御意見やこれまでの議会での議論等を踏まえまして、当初対象年齢を毎年度1歳ずつ引き上げるとしていたものを2年度ごとに1歳ずつ引き上げ、9年間をかけて段階的に見直しを実施することとし、経過措置を設けた条例改正案を今議会に提出させていただきました。以上です。

◆吉川守 委員 284件でしたかね、多くの方々が投稿されるというか、御意見を述べられて、それだけですか、今改正されたものというか、素案の中から案に変えたときに変更したものは、この1か所だけですか。

◎上田 行革推進担当課長 パブリックコメントで御意見いただきましたものに対しての市の考え方を示したパブコメの結果というものを12月2日に公表させていただいております。市の考え方として取りまとめた中で、当時案を示させてもらったときの考え方から変えたところというのは、おでかけ応援制度の対象年齢の見直しの経過措置の分でございます。たくさんの御意見のほう、市民の方々から頂戴いたしておりますので、そこは丁寧に市の考え方というのをお示しさせてもらったものでございます。以上です。

◆吉川守 委員 先ほどからパブコメについての他市の制度というんですかね、なぜこうやるのかということもお話しさせていただきましたけれども、十分市民の御意見を頂戴をしながら、そこに集約できて意見として非常にいいものというのを反映させていくというのが筋だと思いますけど、何か形骸化しているように感じてなりません。その緩和措置というんですか、9年間をかけて段階的に見直しを実施する。これに関しても、昨日の委員会ではもう否決をされているという状況やないですか。この点は反省もしていただかないかんしという思いを強く持ちますけれども。

そしたら次行きます。

市が実施する事業が多くある。午前中の森田委員のほうからもお話がありました。全事業を対象にしてという中で、特に日高少年自然の家、そして東吉野村のキャンプ場など、市民生活に直結する事業を選んだ。たくさんある事業の中からこれを選ばれた。おでかけもそうですけれども、これはなぜこの状況になったのか、お聞かせください。

◎上田 行革推進担当課長 堺市財政危機脱却プラン（案）に示します取組項目につきましては、本プラン案に掲げます6つの改革の方向性に基づき、これまでの事業見直しや予算編成での議論などを踏まえ、市政集中改革室、財政局、総務局など関係部局が連携し、各市区と共に見直しに向けて検討を行いました。その後、庁内合意が図られたものを行革推進本部会議に諮り、堺市財政危機脱却プラン（案）の取組項目としてお示ししたものでございます。以上です。

◆吉川守 委員 それでは、プラン案の取組項目のうち、先ほどからお話もしてますおでかけ応援制度で高齢者が出かけることにより生じる経済効果と、大綱でもありましたけども、今回の見直しによる削減効果を比較すると、制度を見直さないほうがよいのではないかという意見がありました。昨日の委員会の否決も含めて今議会で議論をされていますが、このことについてはどのようにお考えですか。

◎上田 行革推進担当課長 おでかけ応援制度は経済効果を目的としたものではございませんが、平成28年度に実施した効果検証に基づき経済波及効果を推計すると、今般の対象年齢見直しにより、令和4年度から令和12年度までの間で約30億円減少し、これに伴う収支改善効果額は約126万円と推計されております。

一方、見直しによる収支改善効果額は令和4年度から令和12年度までの間の累計で概算約6億円を見込んでございます。

いずれにしても、おでかけ応援制度の目的は経済効果ではなく、日常的な外出機会に乏しい高齢者層の社会参画を促すこととでございます。今般の見直しは制度開始当時と比較して、高齢者の体力、運動能力が向上し、就業率も増加するなど社会情勢が変化していること、制度開始当時から予算が大幅に増加する状況の下、制度の持続可能性を確保する必要があること、他都市におきましても、類似事業のサービス水準を見直す動きがあることなどを総合的に勘案しまして、対象年齢の見直しを行うことにより制度を存続させるものでございますので、御理解いただけたらと考えております。以上です。

◆吉川守 委員 京都では非常にやっぱり財政危機というのを叫ばれてます。当初、公共交通というんですかね、バス路線や地下鉄を含めて敬老パスを出された。3億円から今もう50億円になってるってお聞きをします。

かつて堺市も全くそういう制度がなしに、私たちはよく言われました。大阪市に比べて堺市はなぜ何もできないのかというような話がありました。ようやくできたおでかけこの制度ですので、非常にやっぱり喜ばれていると思いますし、大きな反応があったように思います。

今言いますように、経済効果だけではなしにという話ですけれども、バス路線の確保、公

公共交通の確保というのは、やっぱり地方自治体にとっても非常に重大な問題やと私は思います。バス路線というのはなるべく縮小という方向に行っているのが現状です。交通不便地域に関して、このバスがあるということによって、いろんな効果をもたらすことも考えられないでしょうか。今の所管の部分の中では無理なんだろうけれども、そんなふうに総合的に考えることも大事であろうと思いますし、たくさんの方々が手がけていただけるということに堺市の活性化にもなりますし、これは十分再度行政側としても考えていただきたいと思います。

もう1点です。日高少年自然の家の廃止です。

現状、日高少年自然の家の管理運営に要している経費、これは幾らぐらいかかってるんでしょうか、お聞かせください。

◎米本 ファシリティマネジメント担当課長 令和2年度決算では指定管理料が5,551万円、土地の賃借料が約252万円、修繕工事費その他経費としまして約217万円となっており、合計約6,000万円を要してございます。

平成28年度から令和2年度までの5年間の累計で申し上げますと、指定管理料、土地賃借料、外壁・ボイラー室の改修工事など、合計約4億7,700万円を要してございます。以上でございます。

◆吉川守 委員 それでは、日高少年自然の家の廃止、今後も施設を維持し続ける場合に要する経費見込みは、どれぐらいになるんですか。

◎米本 ファシリティマネジメント担当課長 指定管理料、土地賃借料が現状どおりと仮定いたしますと、1年当たり約5,800万円を要することになります。このほか、今後10年間で給排水設備、受変電設備、空調設備などの改修費用として約1億4,400万円を要すると想定しております。指定管理料と土地賃借料を合わせて全体で今後10年間で約7億2,400万円の経費を要すると見込んでおります。以上でございます。

◆吉川守 委員 それでは、令和3年度までで廃止をすることでどのような効果があるのか、これについてもお答えください。

◎米本 ファシリティマネジメント担当課長 施設を廃止しました後も、本市所有の建物がある間は土地賃借料としまして年額約250万円は必要となります。その一方で、指定管理料年額約5,500万円の支出は見直すことができます。また、施設の修繕工事も不要となります。

なお、指定管理料につきましては、施設利用者が減少し、指定管理者の収支が悪化しているこの現状を踏まえますと、仮に今後も指定管理を継続した場合、指定管理料を増額する必

要が生じる可能性が高いものと考えてございます。以上です。

◆吉川守 委員 それでは、指定管理者や土地の所有者、この土地に関しては借地と聞いておりますけれども、この方との協議の状況、これはどのように推移をしているんですか。

◎米本 ファシリティマネジメント担当課長 現行の指定管理期間が令和元年度から令和5年度までの間でございますことから、この期間の途中で施設を廃止した場合の取扱いにつきまして、現在も継続して指定管理者と協議を行っておるところでございます。

また、土地につきましては、平成16年度から令和15年度までの30年間の賃貸借契約を結んで賃借をしております。土地所有者には施設の廃止を検討している旨を御説明し、中途解約の御同意を得ているところでございます。

また、廃止後は建物を他者に売却するあるいは建物を除却して土地を返還する場合があることなどを検討している旨を御説明し、この点についても同意を得ておるところでございます。以上です。

◆吉川守 委員 それでは、本市としては施設の廃止後、土地建物はどのようにしていかれるお考えなんでしょうか。

◎米本 ファシリティマネジメント担当課長 施設廃止後は直ちに建物の売却、貸付け、除却などの方向性について同時並行で検討し、その実現を図ってまいります。

まずは建物の売却の方向性について民間事業者等へのヒアリング等を行い、スピード感を持って検討を進めていきます。以上です。

◆吉川守 委員 それでは、売却や除却ですね、解体について費用はどの程度かかるのかもお聞かせください。

◎米本 ファシリティマネジメント担当課長 売却や除却等を行うためには予算を確保いたしまして、不動産鑑定等の様々な調査や除却のための設計などを行う必要がございます。施設の廃止が決定する前に、また売却や除却の方針がない現時点におきまして、売却等に係る正確な費用等は把握できておらないという状況でございます。

なお、関係部局やコンサルティング会社への参考ヒアリングを基にしました相当に粗い試算ではありますが、建物の除却には約3億円を要すると見込んでおります。また、仮に原状復帰のために土地の造成を行った場合、除却に要する費用と合わせまして合計で約10億円規模を要すると試算しております。

しかしながら、土地の所有者の意向ということもございまして、建物除却後の土地造成につきましては、和歌山県の市道などの諸条件により、先ほどお示しした金額は大きく前後す

るものと考えてございます。以上です。

◆吉川守 委員 資料によれば、利用者の減少ということもあります。でも、正確的には他市からの方々があまり減っていないという状況がある中では、正確な数字なのかどうか分かりませんが、しかしながら利用者が減少していると、施設の維持改修費の増大などが課題であって、その課題については以前から把握していたはずだとは思いますが、このタイミングで廃止を決定した理由、大きな金額がその後にかかるということも踏まえて、なぜこのタイミングで決定したのか、お聞かせください。

◎米本 ファシリティマネジメント担当課長 以前からこの施設の課題は認識しておりましたが、現在直面しております財政危機への対応として庁内議論を加速させ、この施設の今後の在り方について改めて検討を行ってまいりました。

東日本大震災以降、海での活動に対するニーズが変化していることや、本市利用団体の中心でありました市内の小学校がこの施設以外の施設を利用するケースが増えたことなどから、今後も利用の回復が見込めないと判断しております。

このため、収支状況の回復も見込めないということから、早期に財政負担を軽減するため施設を廃止することで、年間約5,500万円の指定管理料や今後必要となる修繕費用の支出を見直すことができる、そのように判断したものでございます。以上です。

◆吉川守 委員 東吉野村も補助金がカットされる、日高少年自然の家も廃止ということになると、子どもたちの社会教育というんですかね、宿泊施設が全然なくなる。

前回のときにもお話ししましたが、政令指定都市では宿泊施設、キャンプ場も含めたところは、それぞれ1か所以上は確保されているという状況です。青少年の社会教育の場をなくす中で、所管とは違うんですけれども、スクラップ・アンド・ビルドとよく言われますけれども、これがなくなる中でその代替はどのように考えておられるか、お聞きしてもよろしいですかね。

◎米本 ファシリティマネジメント担当課長 現状としてということではありますが、本市では多くの小学校がこの日高少年自然の家ではなく近隣の施設を利用しておられると、そういう実情がございます。本市がこの施設を保有せずとも、野外活動の場は一定確保されているものというふうに考えてございます。以上です。

◆吉川守 委員 私も何回かこの施設に伺ってます。非常に風光明媚なところでありまして、自然いっぱい、海の中にも入らせていただいたりもしました。なかなかの施設かなと思いながら、ここ最近には行っておりませんが、すばらしい施設だったと私自身も思ってますし、今おっしゃられたように周りにあるから、そこに依存をする。堺市自身が堺市

の子どもたちの社会教育そのものを放棄するような状況にはなりはせんのかなという思い、そういう懸念があります。一気に2つの施設カットをすることに非常に問題がありや、今のこの時期にするのかどうか。

行革の脱却プランの中でもそうですが、もっと議論ができるところっていっぱいあるかなと思いますけど、説明不足であるように私は感じますし、もっと早い時期から議論ができるようなその場をつくっていただきたいなと思ってます。よろしくというんですか、これからまだこれが議会の中でもいろいろ議論になろうと思います。今日もやっているとは思いますが。

それでは3つ目の質問に入らせていただきたいと思います。

12月の初めに本市の行政課題解決に連携して取り組む優先事業者等を決定しましたとの報告メール、それぞれの議員に送られてまいりました。

まずは、この公民共創イニシアチブ推進事業の概要についてお知らせください。

◎峯 民間活力導入担当課長 本事業は、本市の行政課題の解決に資する実証プロジェクトの提案を募集し、選定後、民間事業者と本市との間で目的、内容及び期待する効果などに関する協定を締結し、3年間にわたり公民が連携して取り組む事業です。

なお、初年度、本市は事業に要する費用の一部について300万円を上限に負担します。今年度の予算額は900万円で、このうち450万円は地方創生推進交付金を財源としています。以上です。

◆吉川守 委員 行政課題の解決に向けて、行政が考えたことを民間の力を借りて進めるのではなく、民間に考えていただいて提案をしていただく、プロポーザルをしていただく。民間の知恵を借りるということは非常に意義があると私自身も思いますし、この事業そのものは新しい取組として評価をさせていただきたいとは思いますが。

その上で、問題は問題として指摘をしたいと思います。

優先事業者の決定の報告をもらいましたが、それに至る選考プロセスについてどのようにしていたのか、御説明をいただきたいと思います。

◎峯 民間活力導入担当課長 本年2月、本市から内閣府に対して本事業に係る地方創生交付金を申請しましたが、4月に不採択の通知がありました。その結果を受け、6月の二次募集に再申請し、8月に事業認定を受けました。その後、9月中旬から下旬までの間、庁内事業課に対して民間事業者と連携して取り組みたい実証プロジェクトを公募しました。10月に希望する事業課や事業者へのヒアリング、募集要領を作成しました。11月1日に報道発表を行い、11月1日から22日までの間、3つの行政課題解決に本市と連携して取り組む事業者を募集しました。

なお、提案を募集した課題は、1つ、公共空間を活用したSENBOKUスマートシティ

構想の実現、1つ、自転車×ICTによるサイクルシティ堺としての都市魅力の発信及びICTを活用した観光魅力の発信です。

11月25日には事業者選定庁内委員会を開催しまして、30日に優先事業者に決定通知を送付しました。以上です。

◆吉川守 委員 タイトなスケジュールで非常に厳しい状況だったんでしょうけれども、発表から公募の締切りまで僅か3週間、通常の入札ならまだしもですけれども、行政課題の解決を民間が提案をして3年間にわたって実行するという話に果たしてそれは十分な公募の期間であったのかと疑問が残ります。

では、この3つのテーマに対して応募は何件あったんですか。

◎峯 民間活力導入担当課長 4件の応募がありました。なお、3つの行政課題のうち、ICTを活用した観光魅力の発信のみ2者の応募でした。以上です。

◆吉川守 委員 2つのテーマが僅か1件、残る1つのテーマも2件しか応募がなかった。

この公募ですけれども、これについてどのように広報をしたんですか。

◎峯 民間活力導入担当課長 11月1日に報道発表を行い、堺市ホームページの報道提供資料のページにその資料を掲載したほか、金融機関のマッチングサイトで広報しました。以上です。

◆吉川守 委員 報道提供はしたということですが、それは新聞やテレビなどでメディアが報じられたんですか。

◎峯 民間活力導入担当課長 新聞やテレビなどメディアでの報道はされていません。以上です。

◆吉川守 委員 ならば、堺市が情報提供資料のページに載せたことと金融機関のマッチングサイトに掲載をただけで、この公募の情報発信は極めて限られたものであって、それが非常に少ない応募件数に表れているのではないかなと思います。

通常であれば、このような新しい取組は広報さかいに掲載するものですが、広報さかいには載せられたのか。載せられなかったら、なぜその理由はどうなのか、お答えいただきたいと思います。

◎峯 民間活力導入担当課長 広報さかいへの掲載は考えておらず、掲載はされており

ません。以上です。

◆吉川守 委員 掲載されなかった、考えられなかったんですか。

◎峯 民間活力導入担当課長 掲載は考えていませんでした。以上です。

◆吉川守 委員 考えていなかったって非常に残念な話ですね。新しい事業は、ただやる
ことが目的ではないと思いますし、新しい取組を皆さん方によく知ってもらおうという意識
がやっぱり大切ではないんでしょうかね。

ホームページの報道提供資料のページに掲載したとの答弁がありましたけれども、堺市
のホームページには、新着情報、それと事業者募集、報道提供資料の3つのタブがあります。
報道提供資料は非常に雑多でたくさんの情報が掲載されています。

一方、事業者募集のタブは、そのような情報に限定されており、堺市と何か事業をしたい
という事業者は基本的にここを見ているはずですよ。ホームページに掲載するにしても、
本来この事業者募集に掲載すべきではなかったのか。ここに掲載するのかもしれないのか、何か
統一的なルールはあったんですか。

◎峯 民間活力導入担当課長 本市では、ホームページにおける入札等公募案件の掲載
方法について、各所属が業務に関連する掲載位置に案件情報のページを作成し、事業者募集
のページにリンクを掲載する運用を行っています。

本事業については、行政課題の解決に連携して取り組む事業者を募集することから、事業
者募集のページにも掲載すべきであったと認識しています。以上です。

◆吉川守 委員 新しい事業であり、公募内容からすれば決して長いとは言えない公募
期間、その上にこのような限られた情報発信で、どれだけ広く民間の知恵や力を募ることが
できるのか、甚だ疑問に思います。

先ほどの選定プロセスの説明で、この事業の公表前に一部の民間事業者へのヒアリング
があったと聞いていますけれども、今回最終的に選定した3つの事業者は事前ヒアリング
を行っていた事業者なんですか。

◎峯 民間活力導入担当課長 選定事業者は全て事前ヒアリングを実施した事業者です。
以上です。

◆吉川守 委員 事前ヒアリングのなかった事業者は知ることすらできなかったのでは
ないんでしょうかね。あるいは知り得たとしても、知るのが遅れて、公募の期間が3週間と
いうことですから、さらに事業内容の割に短い公募期間、提案に至らなかったのではないか

と考えられます。そんな中で事前にヒアリングがあった事業者が極めて有利な状況にあったのは否めないと考えられます。現に事前ヒアリングのなかった事業者の応募は1社のみなんでしょう。その1社も落選をし、事前にヒアリングのあった事業者だけが選定をされた。不透明・不公正な選定だと言われても仕方がないと考えられます。

また、公民共創と言うのであれば、民間事業者に広くアイデアを求めたり、一般の市民にもこの取組、市の姿勢をもっと広く深く知ってもらうべきだったのに、それは非常に狭い範囲でとどまってしまって極めて残念であります。選定の流れ、広報の仕方を大いに反省すべきであったと考えます。当局はどのように捉えているのか、お答えください。

◎伊藤 政策企画部部理事 周知期間について委員から御意見を頂戴しているところでございます。

この事業につきましては、民間事業者と本市が強みを最大限に生かしながら、新たなサービス・価値創造に向けた実証プロジェクトを連携して実施するものでございます。今年度はICTを活用しました3つの行政課題を解決するための3年間の取組の提案を求めたところでございます。

民間事業者と本市が連携する新たな取組であるからこそ、事業者公募につきましては、一層の周知に取り組む必要があったと認識をしてございます。

今後公募の実施時には、堺市ホームページをはじめ様々な媒体で広く周知し、民間事業者の方々が提案に必要な検討期間を十分に確保するなど、より効果的な事業実施となるよう取り組んでまいりたいとそうように考えております。以上です。

◆吉川守 委員 本当に限定的な範囲でしか知らされなかった。堺市自身の広報、そしてまた情報管理、この間も市長にも直接お話をさせていただきました。情報管理のやり方というか、そのものに問題があるのではないかという提言もさせていただきました。

公室長、どうなんですかね。このような状況の中でこんなことが行われている。普通で考えれば十分と周知ができる、期間は短いにせよ、広報に載せることとか、皆さんに知ってもらうべきところは考えてもらうということではないんですかね。

◎森 市長公室長 今回の公民共創イニシアチブ推進事業でございますけども、これまででしたらいろんな行政の課題を公が考え、それを予算も人も全て公の中でやっていくと、そういうやり方が中心だったかと思えますけども、新しい取組として、行政の課題を民間の皆さんの創意工夫でやっていこうと、そういう新しい我々としての試みだということでございます。

ただ、そんなときに委員の御指摘のとおり、じゃあ堺市と一緒に新しいいろんな課題に民間の皆さんと一緒にやってみようと、共感もしてもらうことも当然大切でしょうし、そのときに提案いただいた内容がやっぱり市民の皆さんにきっちり還元されるいい事業になるよ

うに、その準備もしっかりしていただくということも当然必要になってきます。そういった面で、いろんな国の交付金の最初の申請のときに認定を受けてなかったとか、いろんな事情はあるにせよ、その辺りのやはり民間の皆さんと一緒にやっていくちゃんとした準備というのが今回は最初でもあり、委員御指摘のとおり不十分だったかなと思っております。その辺りは我々も十分反省をして、この事業こういったやり方、さかい・コネクテッド・デスクを中心に様々これからもやってまいりますので、今回の我々の不十分なところは次にちゃんとしっかり生かして取り組んでいきたいなと思っております。以上でございます。

◆吉川守 委員 今公室長からお言葉をいただきました。今後このようなことがないように十分気をつけていただきたいと思います。民間事業者から見て、市の姿勢に透明性や公正性がないと絶対に協力は得られないと私自身も思いますので、十分注意をしていただいて、よろしく今後進めていただくことをお願いして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。